受けようとする免許状の種類	学校
幼稚園教諭二種免許状	イ　幼稚園 ロ　特別支援学校の幼稚部 ハ　幼保連携型認定こども園
小学校教諭二種免許状	イ　小学校 ロ　学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ハ　義務教育学校 ニ　特別支援学校の小学部
中学校教諭二種免許状	イ　学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校 ロ　中学校 ハ　義務教育学校 ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 ホ　中等教育学校 ヘ　特別支援学校の中学部
高等学校教諭一種免許状	イ　学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ロ　高等学校 ハ　中等教育学校 ニ　特別支援学校の高等部

第一章中第十八条の三の次に次の二条を加える。

第十八条の四　免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、第十八条の二の表備考第四号の規定により免許法別表第八の第四欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする免許状の種類	最低修得単位数						
		教科に関する科目	教職に関する科目					
			教育課程及び指導法に関する科目				生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目
			各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法			
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状			一	三			
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状		五	一			一	
	中学校教諭普通免許状		五				一	

第十八条の五　免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの（前条に規定する場合を除く。）の単位の修得方法は、第十八条の二及び前条に定める修得方法を参酌して、都道府県の教育委員会規則で定める。

第二十六条中「課程は」の下に「、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）」を加え、「及び」を「、」に改め、「専攻科の課程」の下に「並びに専修学校の専門課程（同法第百三十二条に規定するものに限る。）」を加える。

第二十八条第二項中「この章中以下」を「以下この章において」に改める。

第三十七条第一項第一号中「この章中以下」を「以下この章及び第六章において」に改める。

第三十九条第一項中「この章中以下」を「以下この章において」に改める。

第四十一条中「から」を「及び第三項、第三十七条」に、「まで及び」を「並びに」に改める。

第四十二条中「は、講習」を「は、免許法認定講習」に、「講習実施状況」を「免許法認定講習の実施状況」に改める。

第四十三条の五中「大学に」の下に「、第三十六条第三項」を加える。

第四十六条中「大学」の下に「及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」を加え、同条に次の一項を加える。

2　免許法認定通信教育を開設する者は、その適切な水準の確保に努めなければならない。

第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二　免許法認定通信教育の講師は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　大学の教員

二　その他前号に準ずる者（免許法第五条第一項ただし書各号のいずれかに該当する者を除く。）

第四十八条第一項中「大学が」を「大学及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が」に改め、「認定」の下に「（以下この章において「認定」という。）」を加え、同項第五号中「教員」を「講師」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　開設しようとする通信教育について認定を受けようとするものが第四十六条第一項に規定する大学であるときは、前項の申請書に当該大学の学則を添付しなければならない。

第四十九条中「前条第二項」を「、第四十六条第二項、第四十六条の二、第四十七条及び前条第三項」に改める。

中学校教諭二種免許状				
小学校教諭普通免許状	五	一		
高等学校教諭普通免許状		一	一	二
中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）		一	一	四
高等学校教諭一種免許状				

備考　この表各項の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。